

○岡山市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日

岡山市条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、岡山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 地域において子育て支援等を行う者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次条第1項及び第6項並びに第9条に係る議事は、委員の過半数が出席する会議において、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 部会の調査審議が終了し、及び議決を行ったときは、部会長は、その結果を会長へ報告しなければならない。

6 会長は、前項の規定による報告があったときは、子ども・子育て会議に諮るものとする。

7 第5条第3項の規定は部会長について、前条（第5項を除く。）の規定は部会の会議

について準用する。

(守秘義務)

第8条 子ども・子育て会議の委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。